⑮　⑴から⑭までに掲げるもののほか、その行った認定職業訓練（申請職業訓練を行う者が過去五年以内に行ったものに限る。以下⑮において同じ。）に関して不適切な行為をしたことがある者又はその他関係法令の規定に反した等の理由により認定職業訓練を行わせることが不適切であると機構が認めた者

二　訓練の対象者　法第二条に規定する特定求職者であって法第十二条第一項の規定により公共職業安定所長の指示を受けたものその他公共職業安定所長が認定職業訓練を受講することが適当であると認めた求職者（以下この条及び第八条において「特定求職者等」という。）であること。

三　教科　次のいずれにも該当するものであること。

イ　その科目が就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。

ロ　次のいずれにも該当しないものであること。

(1)　社会通念上、職業能力の開発及び向上に相当程度資するものであると認められないもの

(2)　当該教科に係る知識及び技能の習得が、特定求職者の段階的に安定した雇用に結びつくことが期待し難いと認められるもの

(3)　法令に基づく資格等に関するものその他の特定求職者の就職に資するものとして適当でないと認められるもの

四　訓練の実施方法　通所の方法によって行うこと。

五　訓練期間　三月以上六月以下の適切な期間であること。

六　訓練時間　一月につき百時間以上であり、かつ、一日につき原則として五時間以上六時間以下であること。

七　施設及び設備　教科の科目に応じて当該科目の職業訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

八　教材　申請職業訓練の内容と整合しており、かつ、適正な費用の教材を使用すること。

九　受講者の数　職業訓練を行う一単位につきおおむね十人からおおむね三十人までであること。

十　訓練受講に係る費用　入学料（受講の開始に際し納付する料金をいう。以下この号において同じ。）及び受講料が無料であること。また、申請職業訓練を受講する特定求職者等が所有することとなる教科書に係る費用その他当該申請職業訓練の受講に係る費用（入学料及び受講料を除く。）が、あらかじめ当該申請職業訓練を受講する特定求職者等が負担すべき旨を明示したものを除き、無料であること。

十一　講師　教科の科目に応じ当該科目の職業訓練を効果的に指導できる専門知識、能力及び経験を有する者であって、申請職業訓練を適正に運営することができ、かつ、担当する科目の内容について指導等の業務に従事した十分な経験を有するものであること。

十二　実習　実習を含む申請職業訓練にあっては、当該実習が次のいずれにも該当すること。

イ　当該実習が行われる事業所の事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る実習であること。

ロ　当該実習が行われる事業所の事業主と当該実習を受ける特定求職者等との雇用関係を伴わないものであること。

ハ　当該実習が行われる事業所において、実習指導者、訓練評価者及び管理責任者を配置していること。

ニ　安全衛生に関する技能及びこれに関する知識の習得を目的とした実習を含むものであること。

ホ　職業訓練を受講する者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定に準ずる取扱いをするものであること。

ヘ　当該実習が行われる事業所の事業主及び従業員が、第一号リに該当するものであること。

十三　習得された技能及びこれに関する知識の評価　申請職業訓練の期間において一月に少なくとも一回、当該申請職業訓練を受講することにより習得された技能及びこれに関する知識の適正な評価を行うとともに、当該申請職業訓練の終了前においても、当該申請職業訓練を受講することにより習得された技能及びこれに関する知識の適正な評価を行うこと。この場合において、これらの評価（以下この号において「習得度評価」という。）の内容を、ジョブ・カード（職業能力開発局長が定める様式による特定求職者等の職歴その他の職業能力に係る事項、当該申請職業訓練が行われる施設に配置された担当キャリア・コンサルタント（キャリア・コンサルティング（職業能力開発促進法第十条の三第一号の情報の提供、相談その他の援助をいう。以下この号及び次号において同じ。）を行う者であって厚生労働大臣が定めるものをいう。次号において同じ。）がキャリア・コンサルティングを踏まえた当該特定求職者等の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項及び習得度評価の内容を記載するための書面をいう。第十五号ロ(7)において同じ。）に記載しなければならない。

十四　キャリア・コンサルティングの実施　担当キャリア・コンサルタントを申請職業訓練を行う施設内に配置し、当該申請職業訓練を受講する特定求職者等に、当該担当キャリア・コンサルタントが行うキャリア・コンサルティングを当該申請職業訓練の期間内に三回以上受けさせること。

十五　就職の支援　申請職業訓練を受講する特定求職者等の就職の支援のため、次に掲げる措置を講ずること。

イ　ロに掲げる申請職業訓練を受講する特定求職者等の就職の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。

ロ　申請職業訓練を受講する特定求職者等の就職の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。

(1)　職業相談

(2)　求人情報の提供

(3)　履歴書の作成に係る指導

(4)　公共職業安定所が行う就職説明会の周知

(5)　公共職業安定所への訪問指示

(6)　求人者に面接するに当たっての指導

(7)　ジョブ・カードの作成の支援及び交付

(8)　その他申請職業訓練を受講する特定求職者等の就職の支援のため必要な措置

十六　報告　申請職業訓練の終了後に、就職した又は自営業者となった修了者等の数その他の就職に関する状況に係る報告書の提出を、機構に対して適切に行うこと。

十七　災害補償　申請職業訓練に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講ずること。

十八　その他　特定求職者の就職に資する職業訓練としての適正な実施を確保するために必要な措置を講ずること。

（都道府県労働局長への報告）

第三条　機構は、法第四条第三項の規定により職業訓練の認定をしたときは、その旨を当該認定職業訓練が行われる施設の所在地を管轄する都道府県労働局長に報告しなければならない。